

平成 12 年以降の制度改革等について

・ 将来人口の推移	1
・ 18 歳人口の将来推計	2
・ 18 歳人口の将来推移	3
・ 中学校及び高等学校の進路別卒業者数	4
・ 労働基準法に規定する労働時間と休暇の推移	5
・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う 労働者の福祉に関する法律の一部改正	6
・ 労働者派遣事業制度の概要	8
・ 紹介予定派遣の概要	9
・ 医療機関における安全管理体制の整備の義務化	10
・ リスクマネージャーに関するアンケート	11
・ 都道府県別医療計画作成状況	13
・ 「医療計画の見直し等に関する検討会」の設置について	14
・ 看護必要度に係る調査研究について	21
・ 研修の実施状況	23
・ 「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会」資料	24
・ 看護師学校養成所 2 年課程（通信制）について	29
・ 今後 5 か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン 21）	31
・ 新エンゼルプランの目標値と達成状況について	32
・ 障害者プランの主要目標の達成状況	33
・ 新障害者プランについて	34
（前回の質問及び要望事項）	
・ 都道府県別就業者数（平成 14 年）	36
・ 医療法第 25 条に基づく立入検査結果（平成 14 年度） における看護師の適合率	37
・ 精神病院における男性就業者の状況	39
・ 診療報酬における届出状況	40
・ 夜間勤務等看護加算 1（10 対 1）の届出状況	46
・ 専門性の高い看護師の養成・普及の推進	47
・ 認定看護師制度	48
・ 専門看護師制度	49

将来人口の推移

(単位:千人)

	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成12年	126,926 100.0%	18,505 14.6%	86,380 68.1%	22,041 17.4%
平成13年	127,183 100.0%	18,307 14.4%	86,033 67.6%	22,843 18.0%
平成14年	127,377 100.0%	18,123 14.2%	85,673 67.3%	23,581 18.5%
平成15年	127,524 100.0%	17,964 14.1%	85,341 66.9%	24,219 19.0%
平成16年	127,635 100.0%	17,842 14.0%	85,071 66.7%	24,722 19.4%
平成17年	127,708 100.0%	17,727 13.9%	84,590 66.2%	25,392 19.9%
平成18年	127,741 100.0%	17,623 13.8%	83,946 65.7%	26,172 20.5%
平成19年	127,733 100.0%	17,501 13.7%	83,272 65.2%	26,959 21.1%
平成20年	127,686 100.0%	17,385 13.6%	82,643 64.7%	27,658 21.7%
平成21年	127,599 100.0%	17,235 13.5%	81,994 64.3%	28,370 22.2%
平成22年	127,473 100.0%	17,074 13.4%	81,665 64.1%	28,735 22.5%
平成23年	127,309 100.0%	16,919 13.3%	81,422 64.0%	28,968 22.8%
平成24年	127,107 100.0%	16,746 13.2%	80,418 63.3%	29,942 23.6%
平成25年	126,865 100.0%	16,558 13.1%	79,326 62.5%	30,981 24.4%

* 中位推計

*日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)

18歳人口の将来推計

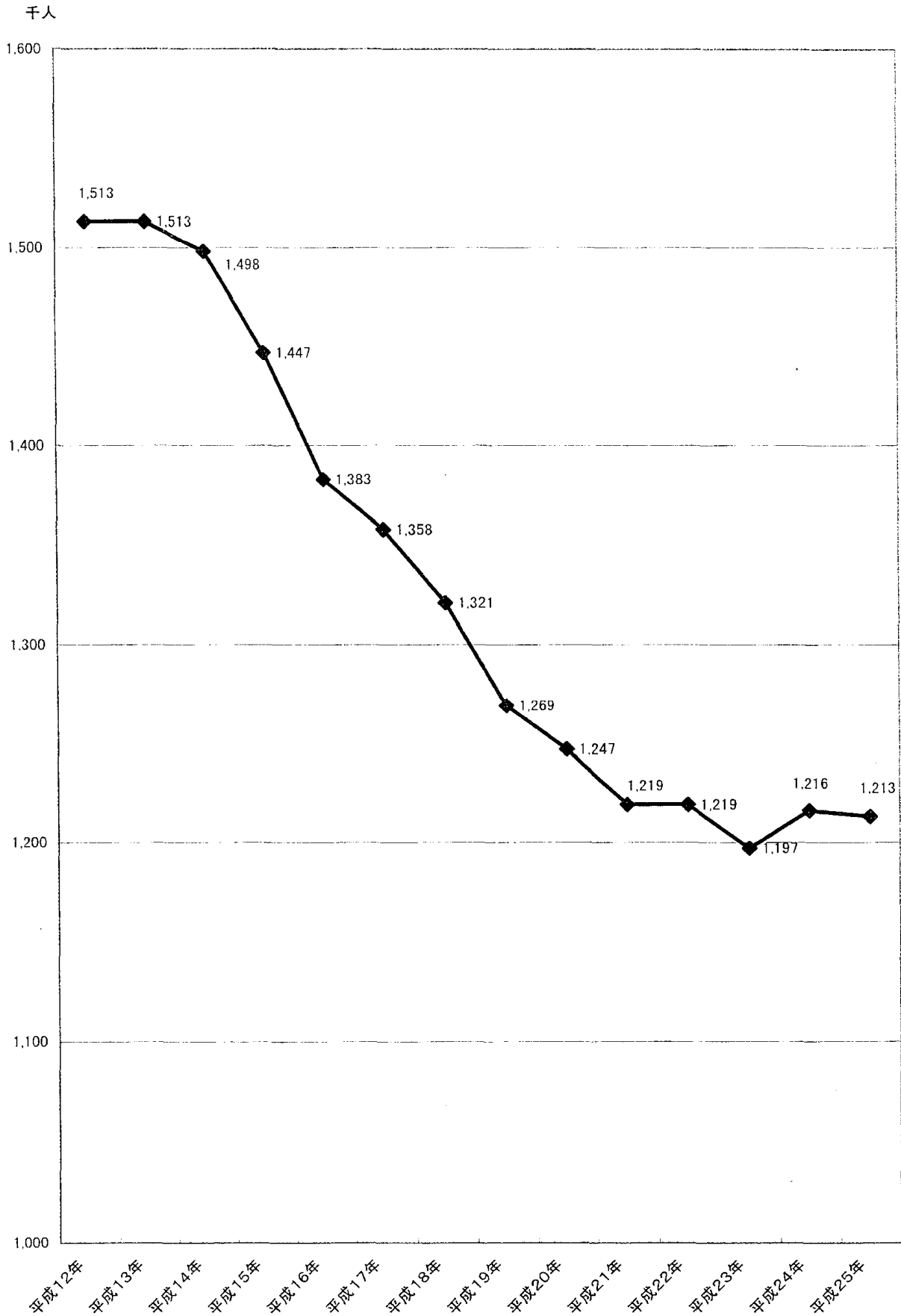
(単位:千人)

	総 数	男	女
平成12年	1,513	775	739
平成13年	1,513	775	738
平成14年	1,498	768	730
平成15年	1,447	741	706
平成16年	1,383	710	673
平成17年	1,358	696	662
平成18年	1,321	678	643
平成19年	1,269	651	618
平成20年	1,247	639	608
平成21年	1,219	625	594
平成22年	1,219	626	593
平成23年	1,197	614	583
平成24年	1,216	624	593
平成25年	1,213	621	592

* 中位推計

*日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)

18歳人口の将来推移



総人口のピークは平成18年であり、以降総人口は減少していく。(中位推計)
平成25年には65歳以上の人口が3000万人を超えるものと推計されている。(中位推計)

中学校及び高等学校の進路別卒業生数

区 分	中 学 校					高 等 学 校									
	卒業生数		高校進学者数 (通信制を除く)			卒業生数		対前年増 減率	大 学 等 進 学 者			大学等進学率		専修学校 (専門課程) 進学者	専修学校 (専門課程) 進学率 (%)
	女子卒業生		女子進学者	女子進学率 (%)	女子卒業生	女子進学者	女子の割合		(%)	女子進学率					
平成元年3月	2,049,471	1,000,554	1,928,959	953,643	95.3	1,700,789	853,636	2.9%	521,396	313,258	60.1%	30.7	36.7	252,995	14.9
2	1,981,503	966,803	1,869,958	924,086	95.6	1,766,917	885,816	3.9%	539,953	330,007	61.1%	30.6	37.3	278,743	15.8
3	1,860,300	908,444	1,759,455	869,885	95.8	1,803,221	905,752	2.1%	571,340	350,482	61.3%	31.7	38.7	281,995	15.6
4	1,773,712	865,324	1,685,488	832,623	96.2	1,807,175	907,982	0.2%	591,520	364,349	61.6%	32.7	40.1	296,249	16.4
5	1,732,437	845,712	1,651,412	815,815	96.5	1,755,338	882,747	-2.9%	606,304	374,349	61.7%	34.5	42.4	290,517	16.6
6	1,680,006	819,843	1,607,024	793,657	96.8	1,658,949	834,038	-5.5%	598,959	368,643	61.5%	36.1	44.2	275,562	16.6
7	1,622,198	791,452	1,553,984	767,482	97.0	1,590,720	798,514	-4.1%	597,986	362,598	60.6%	37.6	45.4	265,892	16.7
8	1,545,270	753,926	1,481,580	731,727	97.1	1,554,549	780,596	-2.3%	605,619	359,277	59.3%	39.0	46.0	262,404	16.9
9	1,510,994	737,998	1,448,422	715,736	97.0	1,503,748	755,432	-3.3%	611,431	353,537	57.8%	40.7	46.8	252,998	16.8
10	1,511,845	738,544	1,449,150	716,318	97.0	1,441,061	723,850	-4.2%	611,841	344,843	56.4%	42.5	47.6	236,841	16.4
11	1,502,711	735,044	1,439,880	711,976	96.9	1,362,682	685,121	-5.4%	602,078	329,839	54.8%	44.2	48.1	228,390	16.8
12	1,464,760	716,501	1,404,457	693,452	96.8	1,328,902	667,367	-2.5%	599,747	317,789	53.0%	45.1	47.6	228,672	17.2
13	1,410,403	688,569	1,351,154	665,517	96.7	1,326,844	666,837	-0.2%	598,849	314,222	52.5%	45.1	47.1	232,625	17.5
14	1,365,471	667,031	1,308,455	643,491	96.5	1,314,809	659,168	-0.9%	589,674	309,335	52.5%	44.8	46.9	236,791	18.0
15	1,325,208	646,579	1,274,039	624,764	96.6	1,281,334	639,426	-2.5%	571,959	297,901	52.1%	44.6	46.6	242,931	18.9

(注) 「大学等進学者」とは、大学の学部・通信教育部・別科、短期大学の本科、通信教育部・別科、高等学校等の専攻科への進学者である。また、進学しかつ就職した者を含む。

* 学校基本調査(文部科学省)

労働基準法に規定する労働時間と休暇の推移

		1977年	1988年	1991年	1994年	1997年	2001年
労働時間	一般	1日 8時間 1週 48時間	1日 8時間 1週 46時間	1日 8時間 1週 44時間	1日 8時間 1週 40時間	1日 8時間 1週 40時間	1日 8時間 1週 40時間
	看護	1日 9時間 1週 54時間	1日 8時間 1週 46時間 ただし、10人以上30人以内の事業所は経過的に48時間。 10人未満の事業所は特例的に48時間（5人未満の事業所は経過的に54時間）	1日 8時間 1週 44時間 ただし、10人以上30人以内の事業所は経過的に46時間。 10人未満の事業所は特例的に48時間	1日 8時間 1週 40時間 ただし、10人以上300人以内の事業所は経過的に44時間 10人未満の事業所は特例的に46時間	1日 8時間 1週 40時間 ただし、10人未満の事業所は特例的に46時間	1日 8時間 1週 40時間 ただし、10人未満の事業所は特例的に44時間

※1977年は、ILO看護職員条約が採択された年

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う 労働者の福祉に関する法律の一部改正

(平成14年4月1日施行)

時間外労働の制限 (第17条・第18条)

(育児)

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者がその子を養育するために請求した場合には、事業主は、1月24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせてはならない。

事業の正常な運営を妨げる場合には、事業主は請求を拒める。

(介護)

要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその対象家族を介護するために請求した場合には、事業主は、1月24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせてはならない。

事業の正常な運営を妨げる場合には、事業主は請求を拒める。

子の看護休暇 (第25条)

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づくその子の看護のための休暇を与えるための措置を講ずるよう努めなければならない。

労働者の配置に関する配慮 (第26条)

就業場所の変更を伴う配置の変更において、就業場所の変更により就業しつつ子の養育又は家族の介護を行うことが困難となる労働者がいるときは、その子の養育又は家族の介護の状況に配慮する義務

◎国家公務員・地方公務員の育児休業期間の延長

(国家公務員の育児休業等に関する法律、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正)

平成14年から3歳に達するまで、育児休業をすることができることとされた。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（概要）

次世代育成支援対策等において大きな課題となっている仕事と子育ての両立支援等をより一層推進するため、育児・介護休業制度に関して以下の見直しを行う。

改正事項	現 行	改 正 案	
育児・介護休業法	①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大	期間を定めて雇用される者は対象外	期間を定めて雇用される者のうち、休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の労働者を対象者として追加
	②育児休業期間の延長	子が1歳に達するまで	子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合にあっては、子が1歳6か月に達するまで
	③介護休業の取得回数制限の緩和	対象家族1人につき1回限り。期間は連続3か月まで	対象家族1人につき、介護を要する一の継続する状態ごとに取得可能。期間は通算して93日まで
	④子の看護休暇制度の創設	事業主の努力義務	労働者が、年に5日を限度として取得できるようにする
雇船 用員 保保 険険 法法	⑤育児休業給付金及び介護休業給付金の支給範囲の拡大	上記②及び③と同じ	上記②及び③にあわせて改正

施行期日 平成17年4月1日